

各 位

会社名 日本コンセプト株式会社
代表者名 代表取締役社長 松元孝義
(コード番号: 9386 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 若園三記生
(TEL.03-3507-8812)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月30日開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 22 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第 1 4 条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条</u> 第 22 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条</u> 現行定款第 1 4 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更定款第 1 4 条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに定める施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第 1 4 条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 3 月 30 日 (水) 予定
定款変更の効力発生日	2022 年 3 月 30 日 (水) 予定

以上